

# 介護保険制度

## 4月からここが変わります

今回の介護保険制度改正は、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を保つために、一貫性・連続性のある総合的な介護予防を図ることを目的とした改正です。

### 主な改正内容

- 1 介護予防を重視するシステムへ移行
- 2 新たなサービス体系の確立
- 3 サービスの質の確保と向上
- 4 負担のあり方・制度運営の見直し
- 5 施設給付(居住費・食費)の見直し(平成17年10月から施行)

今回は、改正の一番の目玉とされている…  
1 介護予防を重視するシステムへ移行  
2 新たなサービス体系の確立について概要を説明します。

### 介護予防を重視するシステムへ移行…

1 介護認定審査会において、要支援1・2(図の要介護・要支援状態区分分内)と判定された人は、新予防給付が受けられます。

2 介護認定審査会において、非該当と判定された人及び生活機能の低下が見られ、要介護状態となる恐れが高いと考えられる人は、地域

### サービス内容は…

3 支援事業が受けられます。65歳以上の全ての高齢者を対象に地域支援事業が創設され、介護予防サービスが始まります。

### 新たなサービス体系の確立

この改正の目的で挙げたように一貫性・連続性のある介護予防やサービスの体制を作り、自立を支援するための地域包括支援センターを保健セ

ンター内に4月から開設します。(詳細は今月号の折り込みチラシ参照)  
また、地域密着型サービスが4月から始まります。  
このサービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続しながら、サービスが利用できるシステムです。  
現在のところ、市内には利用できる事業所が限られていますので、今後、環境整備をしていく予定にしています。  
また、この地域密着型サービスは、住んでいる地域のサービスを利用することを基本的にしているため、市外の地域密

### 地域密着型サービス種類

- ◎認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ◎認知症対応型通所介護
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◎夜間対応型訪問介護

問合せは  
介護保険課  
☎692139まで

